HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	高等教育における障害学生支援と合理的配慮の検討 ； ひとりの障害学生への聴きとり調査を事例に
Author(s)	松田, 康子
Citation	北海道大学大学院教育学研究院紀要, 117, 205-229
Issue Date	2012-12-26
DOI	https://doi.org/10.14943/b.edu.117.205
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/51039
Type	departmental bulletin paper
File Information	Matsuda.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

北海道大学大学院教育学研究院
紀要　第117号　2012年12月

高等教育における障害学生支援と合理的配慮の検討

――ひとりの障害学生への聴きとり調査を事例に――

松　田　康　子*

【目次】

１．はじめに
２．先行研究
３．研究目的
４．研究方法
５．結果
　５．１．プロフィール
　５．２．北まさるさん修学生活
６．考察
　６．１．合理的（reasonable）とはなにか
　６．２．合理的配慮（reasonable accommodation）とは
　６．３．障害種を越えて
　６．４．学びのユニバーサルデザイン化について考える

【キーワード】　障害学生支援　合理的配慮　修学支援　高等教育

１．はじめに

大学入学試験において，障害のある受験生への配慮として別室受験を認めていることを知人に話したとき，即座にかえってきたのは，意外な反応であった。

知人：ええっ，隔離か。

私：だって配慮は必要でしょ。

知人：そうやって入った（入学した）として，そのあと，どうすんのっ。

障害のある学生の修学への周囲の無知が露呈した例ともいえるし，「配慮」という名の「差別」ではないかという指摘でもある。さらにいえば，受け入れる大学側の覚悟が問われているともいえる。

一方，なにがしかの障害がありながらも特段の配慮を求めることなく，その障害について表明することもなく過ごしている学生ももちろんいる。相談の場などで，ある場面においては配慮を求めてもよいことを伝えても，それを断りみんなと同じ環境条件で受講することを希望する場面に出会うこともある。この時の配慮は，教育機会の平等性を保つ意味ではなく，スティグマが差別として顕在化し，「配慮」は特別扱いといった，かえって平等性を欠く扱い

* 北海道大学教育学研究院准教授

という意味で受けとめられ，それがゆえに「配慮」や「支援」は当事者にとって不要なものとなる。

そもそも，多くの学生が直面する苦労は，同じように障害のある学生も抱えるものであり，障害だからといってその苦労を奪うことはあってはならない。ともに苦労を抱えるのが最も自然であたりまえの修学生活というものである。

高等教育を受ける障害学生への支援の実際は，文献を紐解くとその歴史は古い（鈴木2001）。生後間もなく日本脳炎にかかり後遺症で四肢不随意運動性の脳性まひとなった山澤氏は，1957年から約20年間4つの大学・大学院に在籍し，その後1978年からは愛媛大学で31年間研究生として，研究を継続されていた。手記（山澤2004）には，実験，調査にかかる統計処理や論文執筆に，多くの学友に支援があったことが記されている。同時に障害ゆえに阻まれた進路があったことも記されていた。

障害学生支援と謳う以前に，学友同志「お互い様」のつきあいの中で自然になされていた「配慮（caring）」と支援，加えて今日において登場する，慈善ではなく教育の権利としての「合理的配慮（reasonable accommodation）」。すべてを含んだ障害学生支援の本質的な意味を問うことが，本論文のテーマである。

2．先行研究

現在，日本では障害者権利条約の締結のため必要な法整備の着手がはじまり，2009年12月から障害者制度改革推進本部が設置され，障害者制度改革が進められている。2011年8月には障害者基本法の一部を改正する法律が公布され，その理念をもとにサービス法として2012年には障害者総合福祉法案（仮称）が提出され審議ののち施行が決定された。障害者総合福祉法（仮称）自体は多くの宿題を残し，改正にむけたさらなる活動への展開へ引き続き行われているのが現状である。

そこで，ここではまず，改正された障害者基本法の理念を辿ることから始めたい。

障害者基本法第4条には差別の禁止が謳われ，社会的障壁の除去について，「その実施に伴う負担が過重でないとき」，「その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない」とされている。つまり，合理的な配慮がなされないとき，それは差別となることがここから導かれる。さらに，第16条，教育では，障害者と障害者ではないものがともに教育を受けられるような配慮，相互理解が求められ，障害者とその家族に対する情報提供と「可能な限りその意向を尊重」しなければならないことが謳われている。そして，第4項に教育に関して，調査，研究，人材の確保及び資質の向上，適切な教材等の提供，学校施設の整備その他の環境の整備を促進しなければならない，とある（障害者制度改革推進会議第34回資料2 2011）。

研修会にて西村は（障がい者雇用・就労促進セミナー2011），社会的障壁ということばにみるような社会モデルに立脚した障害モデルが示されていること，そして随所にみられる「可能な限り」という文言について争点となったことを報告した。それは，webで公開されている議事録からも窺うことができる（障害者制度改革推進会議第34回資料5）。この資料から読み取ることのできる「可能な限り」とは，障害が重度な場合は，より適切な環境がほかにある場合

という想定があって，つけられた文言であることが答弁では示されている。加えて過重な負担の場合は，という文言からしみだす，配慮回避の正当化の是非が争点になっていたとも考えられるだろう。いかに，「必要かつ合理的な配慮」をもって，社会的障壁を取り除き，差別を撤廃しすべての人に平等な機会を設けることができるかという一貫性が問われるがゆえの議論と考えられる。

玉村（2005　2006）は，障害者権利条約における教育条項について歴史的経緯と審議経過を報告し，「合理的配慮」の概念検討をいち早く行っている。玉村（2005）は権利条約草案における教育条項の骨格をまとめるなかで，「合理的配慮」を，教育の権利実現のための方策として，インクルーシブ教育に力点をおく主張の中で，通常教育における必要な支援を示すために導入された概念であることを示唆している。差別ではない平等を実現させる配慮としての，「合理的」配慮であり，そのための支援提供として物理的環境の整備から教授メディアやコミュニケーションの配慮・便宜の供与といった「合理的配慮」が示されていると述べている。そもそも合理的配慮とは，ADA（障害をもつアメリカ人法）において注目された概念であることが玉村（2006）によって指摘されており，その意義や範囲，内容についての明確な定式化は国際的課題でもある，新しい概念であることが述べられている。また，「合理的配慮」は極めて個別性が高いのと同時に，この個別ニーズに社会や環境が変わろうとする契機を与えるという意味で普遍性をもつことが指摘され，その分野は延長線上に「特別措置（特定の措置）」を位置づけることもできるが，概念上は区別されていること，「配慮」によって影響を被る人や利益，たとえば費用の問題にみるような，実施に伴う「過度の負担」「正当化されない負担」が概念の対として登場し，そのバランスが配慮の合理性，妥当性として問われ，訴訟の場合，勝訴率は低いことも課題として挙げられている（玉村2006）。

2012年文科省合理的配慮等環境整備検討ワーキンググループの報告における，「合理的配慮」の定義は，「障害のある子どもが，他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために，学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり，障害のある子どもに対し，その状況に応じて，学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり，「学校の設置者及び学校に対して，体制面，財政面において，均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」，とされている。やはり，依然その輪郭は均衡を持ち出されるがゆえに明確ではない。

春名（2007）は，発達障害領域におけるICFの職業面への活用を述べるなかで，ICFの標準環境と実行状況そして能力との関係を図1に示し，「標準的環境」を「合理的配慮」に置き換え，積極的な職業支援の展開を論じている。一般条件では働けないから支援するのではなく，適切な環境があれば，問題なく働けるという理解のもとの支援である。これは教育の営みにおいても同様のことがいえるだろう。一般条件では学習が困難であるから支援するという展開ではなく，適切な環境があれば問題なく学習が可能という発想で「合理的配慮」を展開するということである。

ICFとはWHO生活機能分類として，国際障害分類にかわり，社会モデルをとりこみ，環境と個人の相互作用を組み入れ，マイナスのみならずプラスの側面も含んだ，障害にとどまらない生活機能を説明するモデルである。

そもそも「合理的配慮」とは環境と個人の相互作用のなかで定まるものであり，輪郭はあいまいで流動的なものというとらえ方が正しいのだろう。

しかし，それでもなおここで一つの疑問が生じる。社会モデルに基づいた「合理的配慮」は，直面すべき働くことの苦労，学ぶことの苦労を奪うことにはならないだろうか。概念的には，「合理的配慮」は機会が提供され可能性が提示されるにすぎず，実際にそれを活かし苦労をしてある成果をつかみ取ることまでは保障しないので，それは愚問といえば愚問である。

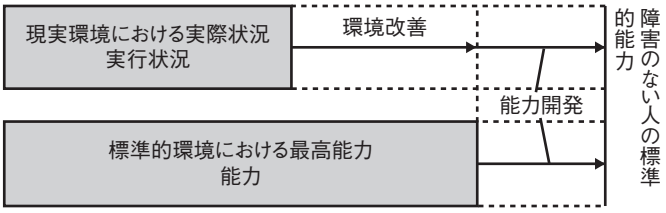

図1　環境整備と関係づけられたICFの「能力」の定義（春名2007）

西村・池本（2011）は，教育における「合理的配慮」を論じる中で，「合理的配慮」の個別性に着目し，一人一人の合理的配慮を見出すためのアセスメントとしてのICF活用について検討している。合理的配慮は障害の改善を個人の責にのみ求めず，参加を環境改善によって保障する発想であるために，個々の心身の障害や能力の説明が不足する一方で，ICFはその知見を提供することが述べられている。一方で，ICFでは標準環境というあるべき環境が想定されているがために，本来個別的である環境そのものへのアセスメントが不足していることも示唆している。西村・池本（2011）は教育における「合理的配慮」とは図1にある「環境改善」プラス「個人的介入」（図1においては能力開発）の部分への改善を求めるものだと説明している。西村・池本（2011）の説明は言い換えれば，機会の平等な提供とともに学ぶ苦労への助力，ともに「合理的配慮」だと主張していることになる。

教育における「合理的配慮」とは，どこまでをいうのか。教育を受ける機会の提供とその介入・活用，その行為は同時に生じるものであるだけに，境界が明らかなようでいてあいまいである。

「合理的配慮」という言葉は用いていないが，長らく，大学における障害学生支援に携わっている鳥山（2011）は，障害学生支援の基本的なコンセプトとして第一に，修学のための本質的な支援と平等な成績評価をあげ，いつでも別室受験や時間延長が一律に必要というわけではないことを挙げ，成績評価のダブルスタンダードを設けないことは基本である，と述べている。それはかえって，障害学生の気持ちを萎縮させかねない場合もあることを指摘している。

修学のための本質的な支援とは何か。

冒頭に挙げた一つ目の例のような，「配慮」という名の「差別」であってはならない。もちろん「配慮」という名の「ひいき」，「特別扱い」でもない。

そもそも「合理的配慮」とはreasonable accommodation の日本語訳であり，環境調整による参加の機会の保障といった意味を持つaccommodationと，「配慮」という訳語にはずれがある。

「合理的配慮」は先行研究が指摘するように，個別性が高い。環境と個人の相互作用の中で定まっていき，そしてそれはおそらく修学途上においても変化するに違いない。「入ったあと

（入学したあと）どうすんのっ」という問いに高等教育に携わるものとして応えねばならない。

こうした課題に立ち向かうため，実際に障害を持ちながら高等教育において修学している学生の体験から学び，個別具体的な体験を知ることから導かれる修学のための本質的な支援とは何か，その普遍的な知見を見出すことに本論では取り組みたい。

３．研究目的

本研究の目的は，障害学生支援組織をもたない北海道大学において，障害のある学生の修学生活はいかなるものであるか，修学を支える（または支えられなかった）環境を合理的配慮の観点から検討し，障害学生支援の本質を考えることにおく。

４．研究方法

北海道大学に在籍する学生で，障害学生を対象とした質問紙調査を実施した際，聴きとり調査協力の同意を得られたなかの，1名を調査協力者とした。

調査方法は，構造化面接による1事例研究である。

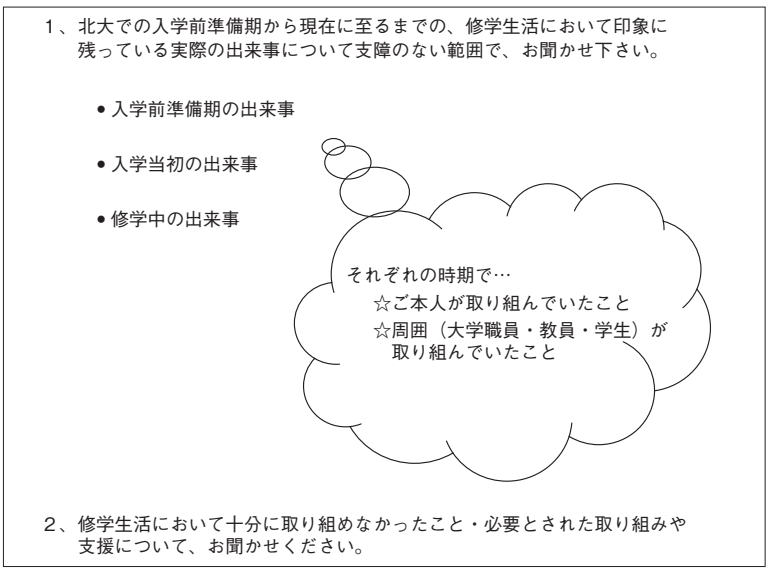

図2　聴きとり調査項目

調査手順は，調査依頼書を送り調査日を設定し，調査日に調査協力同意書を取りかわしたうえで，聴きとり調査を行った。調査日では，プロフィールを知るためのフェイスシートと，聴きとり調査項目をあらためて示しながら（図2参照）聴きとりを行った。場所は，調査協力

者の通いなれた学内の一教室にて行った。

データはICレコーダーに録音し，インタビュー終了後に文字化し匿名性を守るためのデータ加工を行い，再度調査協力者に研究データとしての使用承諾をいただいた。文字化する際は逐語ではなく，インタビュイーの発話を主として文字起こしを行った。インタビュアーの発話は，それがないと話の流れがつかめない場合に（　）に入れて文字化した。

分析は，構造化した質問項目別に，後に示す文書情報と聴きとり情報，それぞれのデータの文脈を分断せぬように切片化し，表1分類ツリー構造に分類した。分類したデータ，調査協力者の体験エピソードについてはコーディングし内容分析を行った。また設定した質問項目には即していないデータについては，こぼれ話として5つのカテゴリに分類し，同じくコーディングし内容分析を行った（表1参照）。

表1　分類ツリー構造

入学準備期から入学まで、印象に残っている出来事
本人が取り組んでいたこと
周囲（大学職員・教員・学生）が取り組んでいたこと
エピソード
入学当初（教養時代）で、印象に残っている出来事
本人が取り組んでいたこと
周囲（大学職員・教員・学生）が取り組んでいたこと
エピソード
その後の修学生活で、印象に残っている出来事
本人が取り組んでいたこと
周囲（大学職員・教員・学生）が取り組んでいたこと
エピソード
十分に取り組めなかったこと
必要とされた取り組みや支援
こぼれ話―理解ということ
生活
そだち
北さんにとっての北大
北さんという人
理解ということ

５．結果

調査協力者は，事前にお願いしていた聴きとり調査項目に従って，自らPDF文書を作成し，添付ファイルで調査者に届けていた。聴きとりはその文書情報に目を通したうえで行った。研究データとして分析対象にしたのは，その文書情報と聴きとりデータ両方であり，以下の結果も二つのデータ源による呈示である。

調査協力者の発話をそのまま引用する際には「　」を用いる。

５．１．プロフィール

調査協力者は北まさる（仮名，以下北さん）さん。30歳代の男性。

現在，博士後期課程在学中。

高校生のときに受傷し，頸椎損傷による弛緩性四肢麻痺となる。上下肢の麻痺があり，移動は電動車いす。体幹の維持も困難。上肢の麻痺で指が動かず，自助具にて筆記をするため，相当程度の時間を要する。PC操作も使用にあたっては各種設定が必要となる。物をとる動作

が困難なので介助が必要。現在は両親との3人暮らし。

北さんは，受傷後，入院加療生活をしながら，養護学校高等部に編入し，3浪して北大に入学している。

重度の障害である。しかし重度の障害者，とここで表現することにはためらいをもつ。それは，北さんが自身のことを「障害者っていうもののステレオタイプでは全くない」と語ったことが一つ，加えて周囲の「理解」について北さんが繰り返し口にされていたことに対して，筆者がその意味を尋ねたとき，北さんはそれを「呼応の関係」と言い換えたことによる。「障害者だから」という理解ではなく，僕という人間だからこその呼応であって，「障害者というパラメーターが抜けた，障害というパラメーターがないので，（中略）僕も居心地がいい」と周囲の理解の心地よさを話していたからである。

以下に北さんの修学生活を綴っていくが，単なる事実の羅列ではなく，そこに北さんという人間をも読み取っていくことができるよう，呈示したい。そのうえで，考察にて再度この「呼応の関係」について考えることとする。

5．2．北まさるさん修学生活

北海道大学は組織的に制度化した障害学生支援には取り組んでいない大学である。しかし，障害を持つ学生の入学への門戸を閉ざしているわけではない。2001年国立大学協会が調査した身体に障害を有する学生の実態調査では，北大に在籍する学生が2名インタビューに応じ，自身の修学生活を振り返っている（国立大学協会第3常置委員会）。

さて，北さんはいかなる修学生活を送っていたであろうか。

5．2．1．入学準備期から入学まで―存在意義の探究

入学準備期，つまり受験に際して本人が取り組んだこと，周囲が取り組んだことを表2にまとめた。

受験に関する要請で挙げられている，問題冊子の拡大と左綴じは，ページをめくる動作を自身で行うための条件である。さらに試験時間の延長は，問題冊子をめくる動作，書く動作の困難さからして必要とされることであった。本人いわく「正直に言えば体力的にも精神的にもかなり辛いものがあった」という。長時間の集中に加えて，座位をとり続けることの身体的困難さも加わる。まさにぎりぎりの合理性のうえに成立した受験のように感じられた。

しかし，北さんは同時に，自分は合格するために受験勉強をしただけだ，とさらりという。

表2　入学準備期の取り組み

	本人が取り組んでいたこと	周囲（大学職員・教員・学生）が取り組んでいたこと
受験勉強		養護学校の教員が卒業してからも模試の窓口を担う
入学準備期		入学希望にあたっての折衝は養護学校の担任教師
	●センター入試における要請	
	試験時間の延長（1．5倍：外国語120分，社会90分，国語120分，数学Ⅰ・Ⅱ90分，理科90分）	○
	マークシートに代わる手段	チェックシートの用意
	問題冊子の拡大，左綴じ	1.4倍拡大，左綴じ冊子の準備
	試験会場近くまで自家用車で	○
	別室受験	○
	介助者の別室同伴	○
	●2次試験における要請	
	センター試験と同等のことを要請（外国語135分，社会135分，国後225分）	○

北さんが大学受験に挑み続けているとき，養護学校の先生は，卒業後も模試の窓口を担い，受験や入学に際して北さんのニーズをすくいとり大学との窓口を担っていた。浪人中，毎度の継承をしながら，北さんは受験に挑んでいる。前例もあまりなく，大学も面喰うことが多かったと思われるなか，入学年には再受験をあきらめた先輩もいたという。一方の北さんは一人で寝たり座ったりで勉強して，「高校をもう一回やっているようなもの」でいい勉強になったと振り返る。

そこに悲壮感はなかった。道を切り開いていく力に感心して話を聞く筆者に，北さんは国公立の学費の安さというインセンティブが強烈に働いたこと，たまたま住んでいるところに近い大学だったという偶然を挙げた。そして「これだけ，投資したんだから，元とらなきゃ，駄目だと」，「みんなは入れるんだから，入れるはずだと」考えていたと語った。周囲の人は「頑固」で「あまのじゃく」な自分のことをわかってくれて，振り回しもしたけれど，「君がやるなら応援しよう」と寛容に受け，応え，冷静にバックアップしてくれたと，北さんは周囲の理解を言葉にした。

筆者が頑張りの源を尋ねると，北さんは以下のように語った。

「いやもう，周りのバックアップと，あとはもうこれでこのまま腐ったら，たぶんおれは一生このまま，ふて腐れているだろうな，と思って。」

「平たく言えば，存在意義。レゾンデートルの探究かなと，哲学的にいえば。」

北さんは，ふて腐れているような自分にならぬよう自身の存在意義をかけて，「なにか付加価値ないと，誰も，鼻もひっかけないな，世の中見てたら」と，大卒，学士という付加価値を求めて「生存競争みたいな気持ちで」受験期を全力投球で乗り切っていた。

５．２．２．入学当初（教養時代）―存在意義の試練

北大合格を果たした北さんは，さっそく入学にあたって教務課との打ち合わせを始める。養護学校教員からの引継も活かし，当時必修となっていた体育の授業においては，特段の配慮を求め，担当教員は自宅に来てどうしたらいいか北さんに聞きながら，打ち合わせをしたとのことである。また，その前にとにもかくにも，バリアフリー化に向けた設備整備が受講のための準備として要請され，それが大学側で取り組まれていった。見つかった設備の不具合は何度となく直してもらい大学生活を送っていった。入学にあたる要請承諾にかかわり大学から発行された総長名の文書は，配慮を申し入れる際，毎度呈示する必要があるわけではないにせよ，非常に重要であると思われた。

表3で整理したように，入学にあたって，トイレや講義室のバリアフリー化，体育館のスロープといった設備の整備とともに，移動や介助の必要性にかかわる配慮が実行されていったわけだが，要請し計画通りいったものもあれば，いかなかったものもある。

北さんが当初計画していたPCノートテイクは授業の進行に自身のPC入力スピードが追いつかず断念されている。次にとった方法は，ルーズリーフに大きな字（にならざるをえない）で書きとばすやりかたである。これは相当な体力を要したと推測される。「終わった時には，もう書くだけで，もうへとへとで。疲れたーって。」という北さんの疲労感に満ち満ちた言葉は実感がこもっていた。板書を書き留めるだけでへとへとだったという北さんは，「そのノー

トをみたら，授業の風景を思い出せるようにしておこう」と集中して受講していたという。あらゆる感覚を総動員して，授業を理解するための情報を補い吸収しようとしていた様子が浮かんでくる。ここで課題になるのは，聴覚障害を持つ学生への修学支援でよく話題になる情報保障である。北さんは相当なエネルギーと座位の継続という身体的な負担を背負って，この情報保障を自力で行っていた。自力でできるなら配慮は必要ない，と言ってしまって済むものなのか，講義を受けることで，求めていることは何か，その本質的な議論が合理的配慮の検討においては必要と思われる。

文系学部にすすみ，北さんはやがて生命倫理全般を専門とする研究を営むことになる。レポート作成において，みんなのように文献に多くあたることができず1冊2冊を選んで読んでへとへとになっていたという話は，北さんの学問に対する厳しい姿勢を知るエピソードであると同時に，本を1冊読むことに相当な時間と体力を消耗する厳しい現実に対する，どうしようもない北さんのジレンマを感じさせられた。

北さんにとって読むこと書くことへの困難性は，正直言って筆者の想像が及ばなかった。前例のない中で前向きに道を切り開いていった北さんだが，「一番，学者になろうとする人間だったら，一番きついかな，と思うことは，インプットとアウトプットが，なかなか難しいってのは…，」という呟きは胸に堪えた。一人一人の抱える困難性は決して一括りにはできない個別性をもつことを痛感させられるひとことであった。

表3　入学当初の取り組み

	本人が取り組んでいたこと	周囲（大学職員・教員・学生）が取り組んでいたこと
入学にあたって	入学手続き終了後,高等教育機能開発総合センター教務掛と詳細な打ち合わせと確認をした	
	要請	要請を全て許可する旨,総長名で回答がある
	可能な限り,設備をバリアフリー化する（講義室やトイレ）	
	介助者が同伴すること	
	通学のために,大学に自家用車で出入りすること（構内通行証の発給）	
	必要に応じて,適宜,対応すること	
	机は車イスに附属しているので,私の場合は,電動車イスで講義を受ける場所の確保	
	体育の授業における特段の配慮	
入学当初	付き添いは母親,送迎は父親	養護学校教員からの引継ぎ
（教養時代）	PCノートテイクはスピードがついて行かず,ルーズリーフでノートをとる	同級生に恵まれ友人が手伝ってくれた
	PCでノートをとることはない	自宅まで体育担当教員が来て打ち合わせをする
	レポートは1,2冊の参考文献を集中して読んで書く	体育は講義や見学で代替
		体育担当教員は積極的にどうしたらいいか僕に聞いてくれた
	英語や語学など試験は1.5倍の大きな回答用紙を何枚ももらって時間延長	
	授業終了直後にすっと前に出て教員に特別な処置を口頭で申し出る	
	何かあったときは総長名でもらった公式文書を持っていこうと思っていた	体育館にスロープをつくる
	身障者用のトイレの鍵を渡され、容易に使えた	見つかった設備の不具合を何度となく直してもらった

残念ながら，設備が整備されたとしても，配慮が実行されたとしても，それでも周囲の無理解がもたらす残念なエピソードもあった。全学教育では，ある科目でノート提出が課せられた。へとへとになりながら，ルーズリーフに大きな字で何ページにもわたったノートを作成していた北さんへの評価は「ただの走り書きに過ぎない」というものだったという。北さんは事情を説明しようとしたが，あいにく教員が不在でそのあと入院する予定も決まっており，もう，めんどくさくなったという。

障害学生への修学にかかる評価に，ダブルスタンダードは設けないという基本がある。障

害だから低い達成度でよいというわけではないということである。しかしこの評価が内容を吟味したうえのものなのか，疑問が残る。

もう一つのエピソードは，トイレットペーパ盗難が多発していた時期に，清掃業者職員から，付き添いの母親が嫌疑をかけられたというものであった。北さんが仲裁に入り，あらためて正式に抗議をしたとのことである。これもまた予想のつかない不愉快な出来事である。

そばにいる友人たちは自然に北さんを手伝ってくれていたと語られた。一方で，北さんは，同一の体位をとり続けることによって生じる褥瘡（床ずれ）がひどくなり，夏休み春休みは入院加療を強いられていた。

「だからももう，みんなが楽しむような，大学4年生ではなかったですね。あの，ほんと，授業，前期を終わって，一服しようかな，と思ったら，病院行きですよ。で，釈放されたら，で，また，ちょっと，って。また，2月ぐらいになったら…，」

筆者が同じ障害者同士のつきあいについて訪ねたとき，北さんは，もういっぱいいっぱいで，とてもそのような力は残っていなかったのだと，入退院の繰り返しであったことを教えてくださった。筆者はつくづくのんきなことを聞いてしまったと，聴きとりデータを読み返すたびに思う。

5．2．3．その後の修学生活―存在意義の拡張

専門課程に入っていくと，それまで多くの労力を費やしたノートテイクの量が減り，ゆっくり文献を読み込むほうに力点を置くことができるようになる。

北さんは小学校高学年のころから，父親の趣味でもあるパソコンをいじっていた。なので，情報保障としてのIT技術の積極的な活用は，相当な投資のもと，行使されていた。北さんは「できることは限られているので，それをカバーするために，IT技術を積極的に利用するように努めている。」と語ったが，IT技術の活用は合理的配慮の範疇でもある。

表4に示したように本人が取り組んでいるIT技術活用は常に最先端である。北さんいわく，IT技術が「ようやく僕の要求に追いついて」きたとのことである。文献の電子化しかり，OCRの活用しかり，音声入力ソフトしかり，読書デバイスとしてのiPadしかりである。そしてそれぞれに使い勝手があって，メリットデメリットがある。技術革新は日進月歩であるがゆえに，ここで具体的なソフト名をすべてあげることはしないが，現在北さんが満足して使用している音声ソフトはAmiVoice spだそうだ。

北さんにとって新書版はほとんど読めない書物である。ページをめくるという動作は一苦労に違いない。大きければよいわけでなく，そうなると重くて持ち上げられないという。なにより，「起きているときは（おそらく座位のとき）どうしても，書くことに時間を割きたい」がゆえに，読むことの効率性が課題になる。

文献の電子化作業のうち，紙媒体の情報をPCに取り込む作業はすべて親に頼んでいるのが現状である。それ故，業者を探しているとのことだが，なかなか費用との折り合いがつかないとのことである。個人で，家族でできることは限られてくる。著作権の問題も孕むものである。ここにも修学上の課題が潜んでいるのである。

パソコンも常にハイスペックを求め続けてきたであろうし，パソコンは常に2台装備という

のも，不測の事態への対処準備である。それほどに，北さんの修学生活を支えるという意味で，IT技術による情報保障が占める役割は大きいと推測される。

表4　その後の修学生活の取り組み

	本人が取り組んでいたこと	周囲（大学職員・教員・学生）が取り組んでいたこと
その後の修学生活	IT技術の積極的利用	指導教員や教務課通して設備の改善に前向きに取り組んでいる
	設備投資を積極的に可能な限りする	ユーザー向きにバリアフリー化することは不十分だが、指摘に対しては速やかに対応
	車いす使用者の観点から不便、不都合があれば各方面に申し入れる。	耐震補強のための改修で研究室に段差ができ、即座にスロープが設置された
	レポート、論文執筆用の高性能PCを購入	図書館のドアを自動ドアに
	ドキュメントスキャナを投入し、文献の電子化をする（親に頼む）	講義棟スロープの危険性に対する改善
	PC上で文書書き込み可能にするため、OCRを使って紙媒体情報の電子化をする	クラーク会館のスロープ設置
	音声入力ソフトをいろいろ試す	教員は身体的状況を理解されている
	読書するデバイスの活用（iPad,Reader）	教員からは十分な配慮があり大学院生が引き受けている雑用を免除
	パソコンは1台がダメになっても大丈夫なように2台用意	学生は自然な流れのなかでサポートしてくれる
	電子化サービス業者を探す	授業の配布物は近くにいる人が分けてくれる
	誰かにそばにいる人に頼む	ジンパなどではそばにいる人が食事をとり分けてくれる
		辞書をだしたり教科書出したり周りの友達が率先してやってくれる
		飲みに行くときは周りがバリアフリーを頼んだり、自分で予約したり

学部に移ってからも，必要な設備の改修は積み重ねられていった。学部図書館のドアを自動ドアにしたり，クラーク会館にスロープを設置したりしたことが挙げられた。クラーク会館は車いす使用者にとっては「鉄壁の要塞」だったという。そのことを当時の指導教員に話したところ，スロープの設置に至った。それを北さんは見て，「人を呼んで，持ち上げるよりは，スロープをつけたほうが安いでしょ，というロジックを立て」て交渉をしたら，道がひらけるのではないかと考えたのだそうだ。背後には指導教員や事務職員の働きかけもあってのことだそうだが，費用対効果の理屈の重要性を筆者も北さんから教えられた。

設備の整備の面では，すべて十分というわけではないが，速やかな対応がなされていたという。このほか，北さんの北大在籍時期は，文系の研究・講義棟に大きな改修工事が入った時期に重なる。それにまつわるエピソードが聴きとり調査では大きな話題となった。これは，〈必要とされた取り組みや支援〉のところで詳しく記述する。

北さんは常に聴きとりの合間合間に，教員や周りの人の理解と配慮への感謝を言葉にした。それは，辞書をだしたり，配布物をわたしたり，ジンパ（北大名物の野外ジンギスカンパーティ，略してジンパ）では肉をとりわけてくれたり，飲み会のときはバリアフリーの店にしたり，「 至極自然な流れの中で，誰というわけではなく，私の事をサポートしてくれる」，というような関わりが営まれていることが伝わった。一番長い付き合いであろう指導教員の配慮も同様である。学生院生は入れ替わっていくが，「知らない人ばっかりでも，先生がいる」と北さんは信頼をおいている。それだけでなく，知っている人がいなければ，「誰かに頼む，そばの人に頼む，もう頼むしかないので」といい，それをきっかけに，話すようになったりすることも結構あるのだという。話を聞いている筆者も，それがなんら特別なことではなく，とても自然な配慮のように思えた。

配慮とはこうした人とのかかわりの中で導かれていくものなのだろう。

「おかげで学生生活を円滑かつ楽しく過ごすことができている」と北さんは話す。しかし，

健康状態は決して予断を許さす，学部時代は褥瘡の治療以外にも，急性肝炎で入院，大学院へ進学以降，腎結石，腎盂腎炎による重度感染症で入院加療をうけるなど，入退院を繰り返されている。北さんは本を読めたとしてもノートを作ることはできず，自身の研究がはかどらなかった事実を厳しく見つめていた。

5．2．4．十分に取り組めなかったこと

十分に取り組めなかったこと，と尋ねたときの，北さんからの返答は，読み，書きに関する困難性に集約された。勉強する時間が十分にとれないということである。それは，上肢の動作の困難性に加えて，座位をとれる時間を制限しなければ褥瘡につながるゆえに，活動を制約せざるを得ないのが実情なのだろう。これは研究者をめざす北さんにとっては何より耐え難く，不全感を残す日々に違いない。

障害があってもできるという領域と障害だからできないという領域の境界線上のせめぎあいとが筆者の頭に浮かぶ。

5．2．5．必要とされた取り組みや支援

この問いに対して，北さんは前置きとして，「私自身，どのような取組み支援が必要なのかについては，十分に認識していない部分がある」，と語った。筆者の問いは，できるはずのことはすべて全力を尽くしてやり通してきた北さんにとって，的はずれであったことをあとから気づかされた。

「直感的に必要と思われることを」上げていただき，インタビューをしていく中で集約された取り組みや支援は表5にまとめられた。

■長期履修制度の拡充を念願する

修学上の制度としては，〈長期履修制度の拡充を念願する〉というものが挙げられた。これは，北さんの度重なる入退院，つまり「『一般学生と同じように』とがんばってしまい，結果として身体を壊してしまった」という事実による。時間というものは，みな共通に流れていくものだが，青年期を生きる若者にとっての時間感覚は特有だ。加えて北さんにとって一つの動作に要する時間の長さは明らかに一般学生とは違う。そして時間の刻みとその密度は先々の予測，不測の事態への備えを含み，相当に濃いのではないかと推測される。長期履修制度の検討は，障害学生への修業制度を検討するうえでの大きな課題であることは間違いない。

表５　必要とされた取り組みや支援

必要とされた取り組みや支援
長期履修制度の拡充を念願する
文献の電子化
指摘した改修も不十分なところが実はある
土台無理な改修、要求は言わない
発信したくてもホットラインはどこに？
当事者からの聞き取り
ユニバーサルデザイン化を願う
養護学校へのアピール

■文献の電子化

次の修学そのものを支える技術としての〈文献の電子化〉は，すでに北さんもできる限りの個人的努力をしているものでもある。そしてもしかしたら，この先は当たり前のようになるかもしれない電子図書普及への期待でもある。しかしそれをただ待つ前に，たとえば「大学の所蔵の本は，全部電子化しなくたって…」よいわけで，できることがあるはずとの思いもある。北さんは研究者らしく蔵書を大切に扱う心遣いを示しつつ，以下のように綴った。

> 「図書館の書籍は，北大の財産であり，公共の財産でもある。それを毀損してはならない。私が扱うと毀損する恐れがある。してしまうかもしれない。著作権の問題があるので，難しいところはあるが，可能であれば，電子媒体で利用したかった。電子媒体であれば，私も容易に図書館の書籍にアクセスすることができ，たくさんの本を読むことができたかもしれない。」

アメリカではSonyのReaderで7日の有効期限を設けた文献貸出サービスがあることを北さんは知っていた。「日本もそういう風になってくれるといいんですけど」とつぶやきつつ，文献アクセスの困難さはこういうものと思い，「交渉がめんどくさくなる」のも見越して動かずにいた。最近になって，iPad事情を確認するにつけ，快くカウンターで本の受け取りをするだけでなく，「PDFで何とかしてくれたらよかったのに，と，僕もやっと気付いたこともあって」と語られていた。

いざ交渉となると，〈土台無理な改修，要求はいわない〉方針ゆえ，「費用対効果を考えたら，やらないのが，一番いいんですけど」と図書館改修工事を横目にして，北さんはその願いをとりあえず留めていた。

文献の電子化こそ，IT技術の進歩によって，障害学生の情報保障として，合理的配慮のもと現代において手の届く可能な支援にあげられるのではないだろうか。

■指摘した改修も不十分なところが実はある

前述したように，施設設備の改修については，指導教員や教務課を通し速やかな対処が実現したと，北さんは語っていたが，それでも出来上がった建物に対する改修なので不十分さが残ることは否めない。「いい例がそばにあるので，（インタビューが終わったら）ぜひ紹介しますよ」，と言って案内された講義棟出入り口の箇所をみて筆者は愕然とした。説明を受けてぞっとした。そして今までなにも気づかずに何度となく通り過ぎていた自身を情けなく思った。

スロープの脇には深い溝が横たわっていた。

■土台無理な改修，要求は言わない

北さんは，「思いっきり，無理，土台無理なような，全部，全館改修になるようなことは言わないように」しているという。

たとえば，北大の蔵書をすべて電子化するなんてお願いはしないし，棟違いの学部棟へ行くときに改修によって階段ができたがゆえに，いったん1階におりてから棟を移り研究室に移動せざるを得ない不便さが生じていること（実際は2階でも移動ができるが，スペースをくう

車いすなので，すでに人で埋め尽くされている階途中からのエレベーターにはなかなか乗れないという事情がある）に対する改修要求はしない。

「お金のかかること，みんなお金のかかることなので，で，僕だけの大学じゃないので，その分をみんな，他の学生に回してほしい，っていうこともあるので。僕の権利ばっかり主張しているわけにもいかない。」
「ちょっとだけ，僕のほうが譲ることで段差が縮まる部分がかなりあるんですよね。僕のレベルに障害のレベルに合わせて，僕に完全に合致した環境を作るとなったら，ものすごい金がかかるんですよ，僕はそこまで求めないけれど，せめてこの要求の6割の7割ぐらい満たしてくれたらいいよ，と，そういう気持ち僕のほうでは，それで，交渉して，なおかつ実現性のある交渉をする。」

北さんは上記のように話し，「公共財ですから」と静かに語った。

■発信したくてもホットラインはどこに？

北さんの話から，修学生活の中でさまざまな要請の窓口になっていたのは，教務課そして指導教員であったことが窺われる。

このほかにも北さんは発信先を探っていた。バリアフリーのことを取り上げる授業のプレゼンは上層部には届かないのかと願っていたり，総長と話す機会があったときに，そのあとメールを送ったりしている。しかしそのメールの返信は事務からという結末で，ホットラインの不在，大学におけるボトムアップによる発信先が不明確であることを指摘した。自分にしか気づけないこと，「僕が発信しなくてはいけないこと」があると気づきながら，その先，それをいったい誰にいったらいいのかその窓口が見あたらないのである。

「かといって，責任者出てこい，というような，ことをやると，絶対こじれる」ことを案じ，官僚主義的な機構のなかでどう発信していくか。筆者の本調査の成果報告についても気にかけていただいた。

■当事者からの聞き取り

それだけに，〈当事者からの聞き取り〉の必要性を北さんは強調していた。もっともよい例は，改修工事である。改修の目的が耐震にあるにせよ，「追加的に直すよりは，一気に直せば安く済む」ことを強調され，以下のように綴られた。

「健常者が，健常者の視点で，バリアフリーやユニバーサルデザインを模索しても，当事者からみあれば不十分であると指摘せざるを得ない箇所が多々多々ある。指摘されて後から改修するよりも，最初から当事者の意見を考慮に入れた設計にすれば，費用の面からも効率的にバリアフリー化やユニバーサルデザイン化をすることができる。」

「意見を求められれば，喜んで提供する用意がある」，が，改修の時に「当事者である私は，意見を求められることがなかった」と北さんは話す。「僕は喜んでするので，ひとこと言えばいいのに」と繰り返し強調された。「ハードの面ではだいたいやることって，決まっている」の

だそうで，そのくらいの情報はいくらでも提供すると語った。これは「何も学部の改修工事だけにあてはまるのではなく，全学共通の課題ではないだろうか」，というのが北さんの意見である。

北さんの考えは，建設的である。自分が意見を伝え北大のバリアフリー化に貢献することができれば，北大としても安価で情報を得ることになり，「僕もそれなりに，功績になると思うんです」。つまりは「ウィンウィンになれると思うんです」，と語る。そろばん勘定でもある。

北さんは最後のほうで，「障害者ってひとくくりにしないで，障害の中でもいろんなカテゴリがある」，と言い添えた。自分は車いすの障壁になるところについては，情報をもっているし指摘もできるが，他の障害についてはわからないので，と。やはり，障害のあるその人がスペシャリストなのだから，その人に聞け，ということを示唆されたのだと，筆者は理解した。

■ユニバーサルデザイン化を願う

北さんは「バリアフリー」という言葉における，バリアは「どっちからも作っている」と感じていて，「バリアフリー」という言葉が好きじゃないと言う。「一方的に排他的な感じ」じゃない，「ユニバーサルデザインのほうが」できればいい，というのが北さんの願いである。

特別支援教育が，分離教育からインクルージョン教育へと大きく推移しようとしている流からみても，おそらく，学びのユニバーサルデザイン（UDL: Universal Design for Lerning）が望まれているのは確かである。

■養護学校へのアピール

聴きとりの最後に北さんは，北大は魅力ある大学なのだから，出身校からも後輩が入ってきてほしい，アピールすればよかった，と悔やんでいた。一回，出身校に講演に行き，アピールする機会があったそうだが，「ドン引き」されてしまい，「君たちも行けるんだからって，何回も言った」けど，なかなか伝わらなかったという。現在では顔見知りの先生もいなくなり，「今となってはコネがなく」，「障害のある人が，どんどん入ってきてくれればいいんですけど」との思いが残されていた。

北さん自身，北大入学後にそのブランド力を認識したという。そして北大は障害のない者にとっても入学するにはそれなりに受験勉強も必要な大学であることは確かである。「ドン引き」の背景には，北さんへの敬意とともに，志望校としては設定しがたい諦観が生徒の心中に横たわっている印象があってのことであり，もどかしさを感じずにはいられない北さんの思いが伝わってきた。

障害学生支援組織が表立って存在しない北大は，内からも，外からも見えないバリアが存在しているように筆者には感じられた。そのバリア，壁を壊していくために，障害のある学生が大学進学を志望しより多く入学すること，そして支援組織の構築を進めるとともに，継続的に実際に修学している，していた学生の体験から学ばなくてはならない。

5．2．6. こぼれ話―理解ということ

■北さんの生活

北さんの学生生活はあと数年である。博士課程の院生なので研究業績が求められる。「研究

論文を書かなくてはいけないんですけど，なかなか書けなくて」。なかなかはかどらないボヤキはどこの院生にも共通している。ただ，他の院生にはなく北さん特有の書けない理由も抱えていることは前述に示したとおりである。資産運用をしている北さんではあるが，ご両親が健在でおられるからこその学生生活であると語っており，自宅では，両親が介護し，ベッドと車椅子との間の移動には天井走行リフトを使用しているのだそうだ。

北さんは「学問とは別に，しっかりとした収益基盤を確立しないと，今後まずいので，何とか，頑張らないといけない」と将来を見据えていた。

■北さんのそだち

北さんは中部地方に生まれ育ち，東北地方で事故に遭い，頚椎損傷を負った。その後父の転勤で札幌に住みついている。北さんは，中部地方のケチでシビアな風土に影響されたか，「まあガキの頃からケチで。すっごいシビアだったんです。それが延々と続いているところもあるんですよね。」と自らのことを語る。親にまで「あんた，そんなにお金にシビアなの，って」言われるのだそうだ。高校受験も大学受験もそろばん勘定が働いて，志望校を定め勉強したということである。

高校のときは，公立と私立の授業料の差額60万をはじき出し，「おれが60万稼ぐのどれだけかかるんだろうと，だったら公立だろうと。そういうシビアな計算をして，寝るな寝るな，と」言い聞かせて受験勉強に励んだのだそうだ。なかなか，そこは徹底している。

■北さんにとっての北大

北さんに言わせれば，北大合格は，費用対効果がかなりあった，という。かなりなブランド校だし，北大の人脈は入院生活でも役立つ。苦労して入ったのなら，卒業しないと，という打算も働いたというが，もともと勉強は好きな性質で，「自慢でも何でもないけど，勉強好きでしたね。苦ではなかったですね。」とさらっと語られた。北さん曰く，

> 「どっちかというと，哲学病ですね。無知の知ですよ，私は知らないということを知っていると，もっと勉強しろ，と世界は広いんだぞと。(満たされることはないから，永遠に頑張り続けることができそうですね。) 学者向きの性格かな，と思うんですけどね。」

このように語っていた。

北大は，こんな北さんの知的好奇心を満たす場所でもある。

まあ，それでも時に誘惑に負けて飲み会の計画を立てたりすることもある。これも、大学、北大ならでは、である。

■北さんという人

北さんは，インタビューのなかで，ここまでの体験を「苦労」という悲観的な言葉で埋めつくすことはほとんどなかった。

受験勉強は，「あれが苦労だと思ったら，たぶん入ってなかったんだな（合格しなかった），と思う。しょうがない，これは自分の勉強不足だって，その点，謙虚になれた，謙虚だったので，だから，苦労と思わなくて，苦労と考えてなかったんで，入れたんじゃないかな，と今思

いますけどね」。こう北さんは振り返る。「つらいなんて思っていると被害者意識ってのが，でてきちゃうので。」と感情をコントロールできていたところがあった，という。

根っから楽観的なところがある，と言い，「人生短いんだから，辛いことは9あると思うんです。その9の部分に目を向けるのか，残った楽しいこと1に目を向けるのかで全然違うと思う」という北さんの姿勢は，受傷後のみならず，もしかしたら，そのまえから培われた北さんの生きる姿勢なのかもしれないと，筆者は感じた。

「権利者意識の強い障害者，ああいうのにはなりたくない」といい，ちょっと手伝って，と声をかけ，その代り何かおごるよ，という気持ちで，こうしてくれと伝えて，まず言って，向こうも戸惑うことがあるだろうから，ちゃんと説明して，そしてそれを受け入れてくれるところから，コミュニケーションが弾むのだと，北さんは教えてくれた。車いすに乗っている学生はほとんどいないこの大学では，むしろ名前や顔を覚えてもらいやすい，これはメリットだとすらいう。

弱さとされがちなところがつながりをつくりだす紐帯になり，強みに変える力である。

もう一つ，北さんが持てる力を活かし駆使してきた，資産運用の考え方が活かされている。

> 「何かするには人・カネ・モノが必要なのだ，それをどこからもってくるのか，という時に，台所を，懐値を考えたら，そうやすやすと持ってこれるわけはないと，いかに効率的なものがということ，効率的なものかって，そういう，アピールするにはどうしたらいか，という観点から考えた時に，僕の場合は，費用対効果はあまり良くないので，それでも納得してもらえるように，交渉したりする，っていうメンタリティは，そういう，投資，資産運用からでてきたところがある。それでも，必要不可欠な，優先，プライオリティの問題ですよね。それをどういうふうにするか。」

資産運用については経済学部にいなくても勉強したと語る北さんは，自らのことを「俗人」と名乗る。

> 「僕は，ものすごく，俗人なので。何だこいつって思われるので，ギャップできっと覚えてくれる，受け入れてくれるんだな，と，中には，本当に聖人君子みたいな人っているので，僕は，そういうんでない。お金にかなり貪欲だったり，ダンテの神曲に出てくる地獄に落ちる人間みたいな，ところもあるので。地獄に落ちなきゃだめだっていう部分もあるので，もう俗人。みんなが持っていた障害者っていうものの，ステレオタイプでは全くないので。」

飲みに誘う話はインタビューの中にも何度かでてきた。

北さん自身は，前述したように入退院を繰り返し，体調を崩してお酒は飲めなくなっている。入院が長く続く中，睡眠薬を服用するようになって，かなり病んだ時もあったという。

それでも，飲まなくなっても，酒席で壊れていく友人たちとワイワイと，お通しやウーロン茶など品定めをなどしながら，楽しくやっている。

北さんは，同じ障害者とのつながりはほとんどない。筆者が尋ねると，「必要なくないんでしょうけど，正直，自分の勉強時間でいっぱいいっぱいで」，「正直，そっちまで回らないんで

すよ」と語った。

もっともだと筆者は受けとめた。北さんにとっての同じ仲間は大学にいる。

自ら「俗人」と称する北さんだが，筆者には卑下でも誇示でもなく，ましてや金銭欲にまみれた俗人でもなく，持てる力を多方面に活かしながら他者と関わりあい暮らす自然な姿として映った。それだけに，北さんの動かしがたい機能障害，活動の制限や参加の制約に，はっと気づかされる瞬間がふと訪れる。それが「ギャップ」なのであろうし，自然でありつつも存在感をもった，北さんという人の魅力なのだろう。

■理解ということ

先の同じ障害者とのつながりを尋ねることが愚問であったことに気づかされたのは，北さんにとっての「理解」の説明であった。

プロフィールのところであげた「呼応の関係」である。北さんは筆者が「理解」の中身について確認しようとしたとき，以下のように語った。

> **「僕の，僕個人としては，僕には，僕は今こういう状態で，たとえば，そこにある本がとれないから，取って，って言ったら，いいよ，って。ええ。僕の，僕がこういう人間だから，その，取れないから，ちょっと手伝って，いいよ，って，そういう，呼応の関係ですかね。その中で，人間関係なり，その，話とかが，深まっていく，っていう，呼応ですかね。」**
> **「障害があるからではなく。例えば，バリアフリーの店にするには，車いすだと，いろいろといけないから，と言うだけの。障害者だから，ではなくて，あいつはあの店だと，入れないから，飲めないから，っていう，障害者，っていう，その，いわゆる，パラメーターですかね，それがない，といったほうがいいんですかね。」**

障害者だから，ではない「呼応」，障害者というパラメータを外した「呼応の関係」を，北さんは「理解」の意味として用い，関係の深まりを体験していた。北さんはこうした「理解」と，寛容な気持ちで受けとめてくれる周囲に感謝をしていたのである。

「札幌駅に行くと必然的に自分は障害者なんだ，と，車いすのマークのついた人なんだ，というイメージをどうしても，背負わなくてはならないけれど，北大の中の研究室とかでは，障害者マークはいらない」。障害者だから，ということは考えなくてよく，「あいつは車いす乗っているけどすごく俗人だ」と思われているのが，北さんにとってはつきあいやすく居心地がいいのだ。

北さんのいう「理解」をかみ砕き，味わうなかで，再び，北さんの生きざまが映し返された。

6．考察

北さんは，頸椎損傷を負い，弛緩性四肢麻痺という障害がある。専門書を見れば，その機能障害は理屈として理解できる。しかし，ICFでいうところの活動の制限，参加の制約は，北大という学習環境に身を置いている北さんに直接聞かなくてはわからないところがいくつも

あった。身体障害は「見える障害」とされ，周囲の理解が得やすいといわれがちだが，北さんの抱える生活のしづらさはそう単純でなく，「見えない障害」がいくつもあった。本人の生活の志向性は見えずらいゆえに，個別具体的なその人にとっての障害＝生活のしづらさは，実際に会って話さずしては気づかないことがたくさんあるということを，第1に，ここで強調しておく。

第2に，北さんの特別な教育ニーズは，設備整備から体育履修，読み，書きの困難への配慮，そして配布物の受け渡しのような日常的な営みも含まれた。部署でいえば，教務課はもちろんのこと，学生支援課，施設課，図書館，所属研究室ほか，多岐にわたっていた。

第3に，存在意義の探究・試練・拡張という北さんの修学プロセスは，障害者としてではなく，学習主体者としての成長と苦労の綴りであったということである。支援の受け手としてのプロセスではないことにここで留意したい。

このことを，前置きとしてまず，述べておく。

本章では，語り，綴っていただいた北さんの修学生活から，障害のある学生の修学を支える（または支えられなかった）環境について，合理的配慮の観点から検討し，修学支援の本質について考察する。

6．1．合理的（reasonable）とはなにか

先行研究でみてきたように，「合理的」という意味は，差別ではない教育の機会の平等性を実現させる「合理性」であり，権利であり，環境が変わろうとする契機をもたらす意味で普遍性をもつことが導かれていた。

北さんの挑戦は，受験環境を変え，障害学生支援組織を持たない北大であるがゆえに，その修学環境，設備整備の変化をもたらした。参加の制限を解消すべく，機会均等が実現すべく，合理性をもって環境は変化をしていったのだといえるだろう。

北さんは研究者としてのアイデンティティがある。つまり学習主体者を支える環境という意味での合理性がこの経過には示されていたといえるだろう。研究室の仲間，指導教員とのかかわりはアイデンティティを支えるある意味「合理的な」環境であろう。そこに障害者だから，という前置きはなく，院生としての位置づけが確かめられる関係の営みが大切なことが，北さんの「理解」という言葉の意味を尋ねていくなかからも伝わってきた。このような，ごく自然なながれのなかで，環境があわせるという，呼応の関係が成立するつきあいは，「配慮（caring）」そのものであり，障害学生修学支援における本質的な意味といってもよいのではないだろうか。

個別性，という観点から見た合理性はどうだったであろうか。個別の特別な教育ニーズに環境はどこまで応えていたか，応え損ねてきたか。教養時代のノートテイクで消耗した労力は合理的といえるのか，苦労はすべきという考えと情報保障の範疇ではないかとの思いが錯綜する。ましてやノート提出のエピソードについては，個別性の視点からみて不合理としか言いようがない。

教育を受ける機会の提供とその活用・関わりはまさに同時に生じる。どこまでが「合理的配慮」で，どこからが教育的関わり・支援なのか境界線にかかわる正解は容易には見いだせない。

文献の電子化についてはどうだろうか。マサチューセッツ大学アマースト校発行の障害を

もつ学生用のハンドブックを見ると，アシスティブテクノロジーセンターという部門で，障害をもつ学生へＩＴ技術サービス提供が行われていることが記されている（田中ほか翻訳2009）。日本におけるＩＴ技術の進歩と普及との兼ね合いから，その合理性がおそらく議論されるところではある。いわゆる「過度の負担」「正当化されない負担」が，「合理性」概念の対となっており，そのバランスが問われるからである。

北さんは，そろばん勘定，費用対効果でそのバランスを考え判断する知恵を身に着けていた。合理的配慮のあいまいさに耐える羅針盤を自前で培ってきたといえる。しかし，環境側はつねに要請があってから動くという受動的な姿勢であったことは否めぬ事実である。しかし，高等教育において学習主体者としての苦労と成長を支えるという観点においては，それでよいのかもしれない。

文献の電子化については，著作権の制限もあり，個人的な努力の範囲にとどめざるをえず，環境への要請がむずかしい。身体障害における上肢の運動障害は適用の境界線上との見解もある。「合理性」とは何なのであろうか。

教養時代における体育履修に関しては，積極的に担当教員は自宅訪問をして，どうしたらいいか，本人に尋ねながら，その方途を探っていた。参加の平等な機会を設定するべく，出来ることを探りながら，環境が働きかけてもいたのである。

北さんは体験を通し，「合理性」とはこうした環境と個人との相互作用，すりあわせのプロセスのもとに成立するものであることを示してくれた。ときにそれは，境界線上でせめぎあうことにもなる。

６．２．合理的配慮（reasonable accommodation）とは

障害者基本法の改正で記された教育における「合理的配慮」とは，「適切な教材等の提供，学校施設の整備その他の環境の整備」までを含むものと理解できる。物理的な環境整備から教材提供にいたるこの「合理的配慮」の輪郭は，平等な機会の提供を保障するものとして括られる。提供されるものとしてスロープなど物理的な環境整備は一回作ればそれで済むと考えられがちな支援の提供である。一方，ノートテイクに代表されるような情報保障は，継続的で状況に応じた支援の提供が必須である。

「合理的配慮」の輪郭を描こうとしても，それは決して障害種別に対する画一的なものではなく，個人に合わせて変動するものであり，環境とのすり合わせによって定まるという点で，あいまい性を含んでいる。

これは心理臨床における治療構造論でいうところの，構造と設定（北山1993）の関係に置き換えて考えることもできる。北山は内容（患者や利用者）に合わせない構造を父親的構造と表現し，内容に合わせる動く構造を母親的設定と表現した。父親的構造というのは，物理的環境整備，そして障害種別による画一的な配慮がそれにあたる。一方母親的設定というのは，環境と個人との相互作用のすり合わせによって定まっていく「合理的配慮」にあたるだろう。この母親的設定のあいまいさや父親的構造との二重性が，「合理的」といいながらもつねにつきまとう，あいまいさを含む「配慮」となる。

北さんは，教養時代の単位履修にかかる難関は体育とノートテイクであった。体育は，担当教員との協議によって，動かない構造が設定され，機会の提供とともに単位取得の道が開かれていった。語学などの試験も，受験時の試験体制を踏襲し，同じく動かない構造によっ

て配慮がなされた。一方で教養時代に苦慮したノートテイクのエピソードは，機会が提供され動き出すと同時に生じる，教育的関わりのなかで起こった出来事であり，動く構造が問われたともいえる。これは，「合理的配慮」外であったと簡単に言えるだろうか。

また，このノートテイクも専門課程に入るに従って必要がなくなっていき，特別な教育ニーズは，書くことから読むことへ移行していた。求められる合理的配慮は進級する過程の中で修学ニーズの推移とともに変化していた。つまりは，内容に合わせて可変性をもつ構造，つまりは設定，動く構造としての合理的配慮が求められていったのである。

可変性を持つ構造=設定として，北さんからあげられた長期履修の拡充については，どう考えられるだろうか。学部であれば8年在籍が可能である。この修業制度（構造）に対して，参加機会の平等性を保つための配慮として，時間設定（設定）はどこまで柔軟に変えることが可能だろうか。

かつて筆者は，大学院進学説明会で，精神障害のある受験者から，障害ゆえの長期履修の可能性について質問を受けたことがある。率直にその時の思いを正直に吐露すると，「それは本当に必要なことか？」という言葉がとっさに頭をよぎった。

ここで改めて考えても，やっぱり答えは出てこない。調査場面以外の他の機会であったが，北さんはノートテイク支援の必要性を問われたとき，きっぱりとそれを否定した。そこは自分で努力すべきだと。

立命館大学では，肢体不自由学生への障害学生支援をDVDで紹介している。そこには四肢の運動障害のある学生に対して，ポイントテイク（手の代わりになって講義ノートを作成）身体介助（褥瘡予防のため車いすの座面を動かして圧を変える）やプッシュアップ（褥瘡予防のための運動）が行われていた。

権利としての「合理的配慮」と「学習主体者への教育的かかわり」，そして「支援」。障害学生修学支援とは，これらすべてを含むものである。とすれば，大学としてどこまで応えるべきなのか，という問いも発せられるだろう。これらの併存もしくは融合はいかにして成立するのであろうか。

正解は，学生一人一人との対話のなかから導かれていくものだと考える。制度（構造）としてはそれでは成立しがたいのであろうが，修学支援における「合理的配慮」（支援も同様だが）は極めて個別性の高いテーマであり，修学支援の本質的な意味を突き詰めて考えるとき，「合理的配慮」に限定した議論では不十分であり，accommodationを越えた相互の「関わり」は不可欠となる。

それだけに，「当事者に聞く」ことの重要性をあらためて，ここで，北さんからの学びとしても強調したい。北さんはもっぱら，施設整備の観点から，着手する前に自分に聞いてくれれば，ということを繰り返し語っていた。継続性が求められ，かつ可変性と個別性をもつ修学支援を実行していく際は，当然ながら，当事者に聞くことから始めなければ，成立しないのである。

北さんはもう一方で必要な支援について十分に認識していないと自ら語った。自身でできることを精いっぱい行っている人にとっては，環境側がいったい何ができるのか働きかけられようとしなければ，必要な支援など見いだせないのではないだろうか。その意味で教育・支援の担い手は専門的知識と技術をもって，何ができるか働きかけることを怠ってはならない。褥瘡予防の支援を行っている大学がある一方で，北さんは度重なる褥瘡治療のため入院

を余儀なくされていた。これは，働きかけられようとしてこなかった専門知識を持つ環境側の怠惰であったと自戒を込めて言わざるを得ない。障害学生から働きかけられようとしなければ，「合理的配慮」も「教育」も「支援」も始まらないのである。「当事者に聞く」とは，そこまでを含んだものと考える。

北さんの言葉を借りれば，合理的配慮（reasonable accommodation）とは，関わること，働きかけられようとすることによって，「呼応の関係」が生じ，単なる調整（accommodation）から配慮（caring）へと導かれてゆくのではないだろうか。配慮（caring）とは，そもそも応答性の行為である。それ故に，極めて個別性を帯びたものとなる。ここに「合理的配慮」と「教育的関わり」と「支援」の融合が導かれるのではないだろうか。

北さんは体験の綴りを通し，「合理的配慮」の実行プロセスとは，個人の活動と環境のアセスメントが求められると同時に，環境と個人との相互作用であり，関わりを深め呼応しあうことによって配慮（caring）という新たな地平が切り開かれていくということを教えてくれた。

６．３．障害種を越えて

筆者は精神障害のある学生への合理的配慮，修学支援を研究テーマに挙げている。精神障害のある学生への支援はとかく医療的・心理臨床的な課題として扱われ，教育的課題として取り上げられることは少ない。また，精神障害に関しては，いまだ知識，態度，行動すべての面においてスティグマが伴うことは否めない。

峰松（1996 ）は「主に精神疾患や身体疾患のために医療のケアが継続的に必要なものが学業と療養を両立させながら生活できるような，ソーシャルワークやデイケアを含めた生活全般にわたる生活臨床的援助をおこなう」と定義した「療学援助」の実際について詳細に報告をしている。その冒頭には，「治療概念の放棄」が記されている。また，教員への支援として，「分裂病者向け教育」や「ノイローゼ学生向け教育」はなく，一般の学生と同じように指導するよう伝え，安心させることが必要と述べている。特別扱いではなく，他の学生と同様に「育ち」や「支え」機能こそが重要であり，それこそが平等な教育の機会の提供に通じるということが，この報告から読み取ることができる。

現在，高等教育機関に精神障害のある学生がどの程度いるかについての調査報告はなく，学生支援機構が毎年行っている実態調査でも，精神障害を特定した調査はされておらず，「その他」に紛れているのが実際のところである。ただ，教員も，そして学生相談室や保健センターに携わる相談員であればだれしも，通院しながら，または休学をはさみながら，学業を全うしていく学生が多くいることを知っている。しかしその道のりは人さまざまであり，苦難を伴うものである場合があることも知っている。

桐原（2011）は自身の修学体験を報告するなかで，「疲れたときに椅子を並べて横になりたい」，「講義中にパソコンを使用してメモを取りたい」という合理的配慮の申し出と実行にどれほど難儀したか記している。立ちはだかるバリアは思いのほか高い。

野中（2012）は，世界の精神保健福祉を紹介する中で，「援助つき教育」が今後日本においても必要とされていくことを述べている。保健福祉の領域の課題として取り上げられることの違和感と，それもまた紹介のレベルにとどまるほどに，まだ日本における精神障害者が教育を受ける権利という，ごくあたりまえであるはずのことが不十分，というのが現状である。

ようやく2012年度に，学生支援機構（2012）は教職員のための障害学生修学支援ガイドを平成23年度に改訂し，参考情報として精神障害者を加えはじめている。また，松田（2010）はメンタルヘルス上の問題や発達障害を抱えている，もしくはその疑いがある学生に対して，大学教員が営んでいる修学支援の実際とその成立構造を明らかにすべく，大学教員にインタビューを行い，教員が授業保障，学習保障の視点に立ち，日常の教育場面から気づき，関わり続けるなかで，教員としてできることを見出していく事例を明らかにした。

教育の場で，教員との日常的かかわりから生じる合理的配慮や支援は十分に可能であり，ことさらに強調されはしないが実際に行われてもいるのである。したがって，「呼応の関係」によって修学支援を位置づけるならば，その発想によって，精神障害を持つ人の場合も同様に，その他すべての障害種を含み，障害種を越えた展開が可能になると考えられるのではないだろうか。

6．4．学びのユニバーサルデザイン化について考える

特別な障害学生支援組織をもたない大学における高等教育という場は，まさにインクルーシブ教育の実践現場といえる。

障害のある学生も，ない学生も，すべての学生にとって効果のある教育的かかわり，学びの支援を謳うことは理想なのかもしれない。しかし，それを理想として棚に上げるのではなく，障害あるなしにかかわらず，学びの権利の行使として，挑戦し続けることが重要だと筆者は考える。

一方で，学びのユニバーサルデザイン化が個別性を考慮しないということではない。

すべての学生への利益をめざすとき，個別の個々の学生にとっての利益の実現が対立や競合を生むこともあり，立ちはだかる壁は，集団であるかぎりあらゆるところで出現する。その現実的な教育課題に正面から取り組むことが，まさに特定の学生のみならず，すべての学生にとって，より良い教育の機会を提供することのはじまりなのである。

修学上の特別な教育ニーズが多岐にわたることは，北さんの修学体験が示している。呼応の関係による「合理的配慮」とは，環境との相互作用のなかで紡がれていく以上，特定の支援者や教員と障害のあるひととの間で済む話ではなく，環境全体の，すべてのひとにとっての課題であるということを，最後に提言する。

引用文献

春名由一郎（2007）　発達障害領域における国際生活機能分類ICFの活用
　―職業面への活用　発達障害研究　第29巻4号　P235- 244

桐原尚之（2011）　精神障害と障害学生支援　障害学研究7　明石書店　74-80

国立大学協会第3常置委員会（2001）国立大学における身体に障害を有する者への支援等に関する実態調査報告書　http://www.janu.jp/active/txt6-2/h13_6.html

松田康子（2010）大学教員が捉える学生の特別な教育ニーズと修学支援を考える―教員への聴きとり調査から―学生相談研究31（2）133－145

峰松　修（1996）療学援助による心理支援　こころの科学96　日本評論社　64－69

文部科学省（2012）合理的配慮等環境整備検討ワーキンググループ　報告
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/046/attach/1316182.htm
日本学生支援機構（2012）教職員のための障害学生修学支援ガイド（平成23年度改訂版）
http://www.jasso.go.jp/tokubetsu_shien/guide/top.html
西村正樹（2011）　障がい者制度改革をめぐる最近の動向～雇用・就労問題を含めて北星学園大学於　障がい者雇用・就労促進セミナー資料講演メモ
西村修一・池本喜代正（2011）ICFと合理的配慮との関連性―個人のニーズの実質的視点から合理的配慮を捉える方法的知見―　宇都宮大学教育学部養育実践総合センター紀要　第34号　137－144
野中　猛（2012）心の病　回復への道　岩波新書　P156
立命館大学障害学生支援室（2009）　SUPPORT肢体不自由学生の学生生活～授業での支援～DVD資料
鈴木陽子（2001）大学における障害学生支援のあり方　星の輪会
障害者制度改革推進会議第34回（H23.8.8）資料5衆議院　内閣委員会 会議録
http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kaikaku/s_kaigi/k_34/pdf/s5.pdf
障害者基本法新旧対照表　障害者制度改革推進会議第34回資料2011
http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kaikaku/s_kaigi/k_34/pdf/s2.pdf
玉村公二彦（2005）国連・障害者権利条約草案における教育条項の形成と審議経過―インクルーシブ養育・合理的配慮と特別教育―　奈良教育大学紀要　第54巻　第1号　115－126
玉村公二彦（2006）国連・障害者権利条約における「合理的配慮」規定の推移とその性格
障害者問題研究　34（1）　P11-21
田中康雄ほか翻訳（2009）マサチューセッツ大学アマースト校発行　障害をもつ大学生を理解するためのハンドブック
鳥山由子（2011）障害学生支援入門　ジアース教育新社　P14
山澤　清（2004）高等教育を学んだ障害者の1人として　山澤清さんの軌跡―追悼集―山澤さんに学んだ仲間の会編　7-13

How to Provide Reasonable Accommodations and Care for a Student with a Disability in Higher Education:

A case study of a student with cervical spinal cord injury

Yasuko MATSUDA

This paper discusses reasonable accommodations, educational supports, and care for a student with a disability in higher education. It is a case study of a university student with a cervical spinal cord injury. The student, "Kita," was interviewed about his lived experiences in higher education. In the qualitative data analysis, the story of his college life was coded using three category labels (inquiring *raison d'être*, trial of *raison d'être*, and extending *raison d'être*). Overall, Kita's story suggested that reasonable accommodations include not only the right to access higher education completely, but also a caring environment with educational support available. On the basis of his experience, Kita asserted that reasonable accommodation cannot be considered as a standard set of actions or policies. instead, it is a highly individualized process. He considered the meaning of "understanding" to be a mutual response : The student must be willing to work with the environment, and the environment in turn must appropriately receive and respond to the student's concerns. Moreover, the environment must be willing to worked with the student's needs. Thus, the process of providing reasonable accommodation consists of an interaction between the environment and an individual. Kita suggested that this mutual response and a strong relationship between the student and university work together to facilitate reasonable accommodation. Moreover, they open the road to caring and education beyond accommodation.